

ボールルームダンス指導者資格認定規定

令和7年3月3日業務執行理事会規定

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規定は、公益財団法人日本ボールルームダンス連盟（以下「本法人」という。）が実施するボールルームダンス指導者資格の認定に関し必要な事項を定める。

(指導者資格の種類)

第2条 ボールルームダンス指導者資格の種類は、次のとおりとする。

- (1) プロフェッショナルダンス教師資格（以下「プロ教師資格」という。） 1級～5級。
ダンス教室及びその他の施設において、職業としてボールルームダンスの指導を行う者。
- (2) アマチュアダンス指導員資格（以下「アマ指導員資格」という。） 1級～5級。
地域住民等を対象に営利を目的としないで公的施設等においてボールルームダンスの指導を行う者。

(認定事業)

第3条 本法人は、プロ教師資格及びアマ指導員資格の認定に必要な講習及び試験等を実施する。

第2章 資格の認定

(資格の認定)

第4条 資格の認定を受けようとする者は、この規定に基づく講習を受け、試験に合格しなければならない。ただし、アマ指導員資格5級は講習のみとする。

- 2 前項にかかわらず、第2条各号各級と同等の技能及び知識を有すると本法人が認めた者については、資格審議委員会の面接を経て当該資格を認定することができる。

(受験資格等)

第5条 前条第1項の各指導者資格の講習及び試験の受講及び受験資格（以下「受験資格等」という。）は、別表1のとおりとする。

(講習等の内容)

第6条 講習は、集合講習及び個人指導（以下「講習等」という。）とする。

- 2 集合講習は、ボールルームダンス（以下「ダンス」という。）の実技及び理論、ダンスの指導方法等を行う。
- 3 個人指導は、本法人が認定した指導教室において、別に定める指導者によるダンスの実技及び理論、ダンスの指導方法等を行う。
- 4 第2条各号各級の受講すべき講習の単位は、別表2のとおりとする。

(認定試験)

第7条 認定試験は、筆記試験、実技試験及び面接試験とする。

- 2 筆記試験は、ダンスの知識と理論（フィガー及びダンス用語の解説）並びに一般常識（ダンス指導者の基礎知識）とする。
- 3 実技試験は、カップル・ダンス及びソロ・デモンストレーションとする。
- 4 面接試験は、個別面接によりダンス技術及びダンスの指導方法等について行う。
- 5 第5条別表1に規定する各号各級の認定試験の内容は、別表3のとおりとする。

(合否の決定)

第8条 認定試験の合否の基準は、次の各号のとおりとする。

(1) 筆記試験

第7条第5項別表3に定める筆記試験の各科目のチャート問題、用語、一般常識において、いずれも70点（100点満点）を超えた者を合格とする。

(2) 実技試験

第7条第5項別表3に定める各種について、次の区分により合否を決定する。

i アマ指導員1～4級及びプロ教師4、5級

カップル・ダンス及びソロ・デモンストレーションのそれぞれ全種目の平均点がいずれも70点を超えた者を合格とする。ただし、3種目以上が70点に満たないときは、不合格とする。

ii プロフェッショナルダンス教師2、3級

カップル・ダンス全種目の平均点が70点を超えた者を合格とする。ただし、2種目以上が70点に満たないときは、不合格とする。

(3) 面接試験

全種目の平均点が70点を超えた者を合格とする。ただし、2種目以上が70点に満たないときは、不合格とする。

(受験の申請)

第9条 この規定に基づく指導者資格の認定を受けようとする者は、別紙様式1により、いずれも都道府県加盟団体を通じて、本法人に申請書を提出しなければならない。

(受講料及び受験料)

第10条 資格認定に要する受講料及び受験料は、別表4のとおりとし、前条の受験申請書を提出し、本法人に納付しなければならない。

第3章 講習及び試験の実施

(講習及び試験の実施)

第11条 第3条の講習及び試験は、それぞれ毎年1回以上実施するものとする。

(実施機関等)

第12条 第3条に定める資格認定事業は、本法人が実施し、資格審議委員会が所管する。

第4章 認定指導者の権利義務等

(名簿の登載等)

第13条 プロ教師資格及びアマ指導者資格の認定を受けた者（以下「認定指導者」という。）は、合格者名簿に登載される。

- 2 合格者名簿に登載された者は、本法人の登録会員となることにより資格が有効となる。

(会員証の発行)

第14条 本法人は、前条第2項により登録会員として登録された者（以下「登録認定指導者」という。）に対し、会員証を発行する。

(登録認定指導者の権利義務)

第15条 登録認定指導者は、本法人の主催する各種行事に参加し、施設を利用することができるほか、ボールルームダンスの指導に関し必要な情報の提供を受ける権利を有する。

- 2 登録認定指導者は、会員規定により、本法人に会費を支払わなければならない。
- 3 退会した者または会費未納により会員資格を抹消された者は、指導者資格が消滅する。

(経過措置)

第16条 この規定の施行日より前に、「ボールルームダンス指導者資格認定規定（平成12年3月17日常務理事会規定）」又は「プロ・ダンス・インストラクターの資格認定等に関する規定（平成10年10月8日常務理事会規定）」により指導者資格を取得した者は、この規定に基づく指導者資格の認定を受けた者とみなす。

- 2 前項の資格を有する者で、地域指導員とあるのはアマチュアダンス指導員、プロ・ダンス・インストラクター及び商業スポーツ施設インストラクターはプロフェッショナルダンス教師とそれぞれ読み替えるものとする。

(実施細則)

第17条 この規定の実施に必要な事項は、別に定め、業務執行理事会の承認を得るものとする。

附 則

1. この規定は、平成29年4月24日から施行する。
2. ボールルームダンス指導者資格認定規定（平成12年3月17日常務理事会規定）及びボールルームダンス指導者資格認定規定施行細則（平成12年3月17日常務理事会承認）並びにプロ・ダンス・インストラクターの資格認定等に関する規定（平成10年10月8日常務理事会規定）及びプロ・ダンス・インストラクター講習及び試験運用細則（平成10年10月8日資格審議委員会規定）は、いずれも廃止する。
3. 第13条に加筆。第15条に3項を設ける。平成30年6月11日から施行する。
4. 平成30年9月10日業務執行理事会にて第10条の別表4の改正（平成31年度秋の試験から実施）プロ5級70,000円の受験料を40,000円とする。
5. 令和3年3月8日業務執行理事会にて第4条2項を加筆訂正、第6条4項を訂正、別表1，別表2を加筆訂正。
6. 令和5年1月23日業務執行理事会にて別表2、別表3、別表4を加筆訂正。
7. この規定は、令和6年6月10日から施行する。
8. 令和6年10月21日より、スタンダードをボールルーム、SをBに名称変更する。
9. この規定は、令和7年3月3日から施行する。別表4（第10条関係）変更。

別表 1（第 5 条関係）

1 アマ指導員資格各級の講習及び試験の受講及び受験資格は、次のとおりとする。

- （1） 5 級 受講時において満 18 歳以上の者
- （2） 4 級 アマ指導員資格 5 級を所持する者
- （3） 3 級 アマ指導員資格 4 級を所持する者
- （4） 2 級 アマ指導員資格 3 級取得後 1 年以上経過した者
- （5） 1 級 アマ指導員資格 2 級取得後 1 年以上経過した者

2 プロ教師資格の各級の受講及び受験資格は、次のとおりとする。

- （1） 5 級 講習受講時において満 18 歳以上の者
 - （2） 4 級 プロ教師資格 5 級を所持する者
 - （3） B 3 級 プロ教師資格 4 級を所持する者
 - （4） L 3 級 プロ教師資格 4 級を所持する者
 - （5） B 2 級 プロ教師資格 B 3 級取得後 1 年以上経過した者
 - （6） L 2 級 プロ教師資格 L 3 級取得後 1 年以上経過した者
 - （7） B 1 級 プロ教師資格 B 2 級取得後 2 年以上経過した者
 - （8） L 1 級 プロ教師資格 L 2 級取得後 2 年以上経過した者
- B－ボールルーム L－ラテン

別表 2（第 6 条第 4 項関係）

受験級	集合講習 (単位)	個人指導 (単位)	個人指導の資格
アマ指導員 5 級	3		
〃 4 級	6	1 0	プロ 4 級以上の会員
〃 3 級	6	1 5	プロ 4 級以上の会員
〃 2 級	6	2 0	プロ 3 級以上の正会員
〃 1 級	8	2 5	プロ 3 級以上の正会員
プロ教師 5 級	6	6 0	プロ 4 級以上の会員
〃 4 級	3	5 0	プロ 3 級以上の正会員
〃 3 級(B・L)	6	4 0	プロ 3 級以上の正会員
〃 2 級(B・L)	6	4 0	プロ 2 級以上の正会員
〃 1 級(B・L)	1 0	4 0	プロ 1 級の正会員

※ 1 単位は 4 0 ～ 6 0 分とする。

別表 3（第 7 条第 5 項関係）

受験級	筆記試験（問題数）			実技試験（科目）		面接試験
	チャート 問題	用語	一般常識	カップル	ソロ	
アマ指導員 5 級						
〃 4 級	2 0	2 0		W F Q T R C	W Q T R C	
〃 3 級	2 0	2 0		B 4 種目 L 4 種目	B 4 種目 L 5 種目	
〃 2 級	4 0			B 5 種目 L 5 種目	B 4 種目 L 5 種目	
〃 1 級	4 0			B 5 種目 L 5 種目	B 4 種目 L 5 種目	
プロ教師 5 級	2 0	2 0	2 0	B 4 種目 L 5 種目	B 4 種目 L 5 種目	
〃 4 級	2 0	2 0		B 4 種目 L 5 種目	B 4 種目 L 5 種目	
〃 3 級(B・L)	4 0			B・L とも 各 5 種目		B・L とも 各 5 種目
〃 2 級(B・L)	4 0			B・L とも 各 5 種目		B・L とも 各 5 種目
〃 1 級(B・L)	4 0					B・L とも 各 5 種目

B 4 種目 W F Q T
 B 5 種目 W F Q T V W
 L 4 種目 R S P C
 L 5 種目 R S P J C

別表４（第１０条関係）

受 験 級		受講料及び受験料
アマ指導員	５級	１０,０００円
〃	４級	１８,０００円
〃	３級	２３,０００円
〃	２級	２８,０００円
〃	１級	３０,０００円
プロ教師	５級	５０,０００円
〃	４級	５０,０００円
〃	３級	６０,０００円
〃	２級	７０,０００円
〃	１級	８０,０００円